

会報

# いらみ

発行人 神奈川県  
身体障害施設協会  
代表者 松永 徹  
編集 広報委員  
印刷 アガベセンター

## contents

- p1～2・障害者虐待防止法について
- p1・・・障害者総合支援法について
- p1・・・今後の行事予定
- p2・・・被災地支援活動報告
- p2・・・編集後記

### 『障害者虐待防止法施行にあたって』 神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部障害福祉課地域生活支援グループ 氏家 拓勇

障害者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要です。こうした点等に鑑み、障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、障害者虐待防止法)が議員立法により可決、成立し、平成24年10月1日施行となりました。

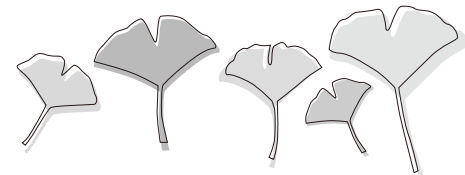
この法律でいう障害者とは、「身体、知的、精神(発達障害を含む)その他心身の機能に障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされており、障害者手帳を取得していなくても法の対象となります。

障害者虐待防止法は、①養護者による虐待、②障害者福祉施設従事者等による虐待、③企業などの使用者による虐待の3つが定義され、虐待行為として、**①**殴る、蹴る、身体拘束(身体を縛る、投薬で身体の動きを抑制する)等の「身体的虐待」、**②**性交、性的な行為を強要する等の「性的虐待」、**③**障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、無視する等の「心理的虐待」、**④**食事等を十分に与えない、排泄等の介助をしない、必要な福祉サービスを受けさせない等の「放棄・放任」、**⑤**年金や賃金を渡さない、日常生活に必要な金銭を渡さない等の「経済的虐待」の5つの類型が定義されました。法第3条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」と広く虐待行為が禁止され、国民も施策に協力する義務が規定されました。

虐待は、特定の人が起こすものではなく、職場、病院、学校等あらゆる場面で起こり得る身近な問題です。虐待を未然に防止するためには、住民や関係者に対して広く障害や障害者虐待に関する普及啓発を図ること、障害者福祉施設等においては、第三者評価を受けることや虐待防止委員会の設置、内部研修や会議等を通じて施設内での円滑なコミュニケーションを図る等により、虐待リスクに気づき虐待に発展させない環境をつくるのが重要です。

それでも万が一、障害者虐待を発見した場合、養護者による虐待、福祉施設職員等による虐待を発見した場合は「市町村障害者虐待防止センター」へ、使用者による虐待を発見した場合は「市町村障害者虐待防止センター」又は「都道府県障害者権利擁護センター」への通報義務が課されました。神奈川県では、使用者による虐待通報等の受付窓口となる「障害者権利擁護センター」業務を神奈川県社会福祉協議会(あしすと)に委託しました。その他、研修事業も実施する等、障害者虐待の防止に向けたさまざまな事業を行います。

身体障害施設協会の皆様には、日頃から本県の福祉行政につきまして、多大なるご協力をいただいているところですが、障害者虐待の未然防止のさらなる推進に向けてもなおいっそうご協力を賜りますようお願いいたします。



### 『障害者総合支援法の施行について』 神奈川県身体障害施設協会 会長 松永 徹 (生活介護事業「おーらい」施設長)

障害者総合支援法の成立とその経緯については、すでに周知のとおり。平成24年6月20日に国会において成立し、平成25年4月1日に施行(一部は平成26年4月1日からの施行)となっている。成立時にやっぱりこうなったかという失望感を覚えてから3か月を経て、来年4月に施行というのに、新しい制度が始まるという期待もないし、準備に大きな労力を費やすこともない。そのような状態を作り出すことが、この法律で目指されたことだともいえるだろう。現政権および厚生労働省が障害者自立支援法訴訟原告等と、障害者自立支援法にかわる新しい法律を作ると約束を交わしたことを実現するために、名称を変え、内実をほとんど変えないことで、とりあえずお茶を濁すように終えた。障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会の議論と提言を生かした法律をつくることは殆んど出来なかった。

何故こうなったのか、ということについて、私たちはだいたいのことを了解している。それは、現政権がいろいろなマニフェストを掲げ、実行できなかったことと同じことだから。社会保障制度全般のあり方が決まらない。必要な財源の問題が解決されない。それが見えなければ結局は、変

わらない。

しかし、障害福祉制度の向かうべき方向は、総合福祉部会の「骨格提言」にもみられるように、障害当事者、関係団体間で大きな合意形成をみた。それが、この数年の障害者自立支援法にかわる新しい法律を検討する動きのなかで見られた貴重な成果だと思う。それは、障害者本人の主体を尊重し、社会のなかに参加して生きていくことを進めるものである。

社会のありかたと、障害福祉制度の在り方は密接に関係している。施設の利用者は、利用者である前にその人自身だ。福祉サービスは利用者の満足のために、を目指す、その前に、人としての障害者本人の社会への参加が保障されなくては行けない。本人主体の支援のあり方を求めることに、日々の支援が結びついていること。

私たち支援者はそういうことを課題として抱えているということ意識して、暗雲のなかに道を見出したい。



## \*\*\*\*\* 今後の行事予定 \*\*\*\*\*

### 文化・スポーツ行事

- ステージ発表会 平成24年11月17日(土) 会場：神奈川リハ(七沢)体育館
- 作品展・自主製品販売 平成25年1月17日～20日(日) 会場：かながわ県民センター1階展示場
- 卓上競技大会 平成25年2月2日(土) 会場：神奈川リハ(七沢)体育館